

社会福祉法人三顧会 理事・監事・評議員に対する日当及び費用弁償規程

(趣旨)

第1条 社会福祉法人三顧会 理事・監事（以下「役員」という）・評議員の日当及び費用弁償並びにその支給に関し必要な事項を定めるものとする。

(報酬の額)

第2条 役員に対しては各年度の総額が7,500,000円を超えない範囲の報酬額とし、理事長及び業務執行理事を除く役員、評議員の報酬は日当のみで（以下「日当」という。）、その額は、一日につき5,000円とする。

2 理事長の報酬額は、月額500,000円以内（350,000円）とする。

3 業務執行理事の報酬額は、月額50,000円とする。

4 監事監査時の日当の額は、一日につき7,000円とする。

5 熊本市指導監査時の日当の額は、一日につき7,000円とする。

6 交通機関を利用する役員、評議員には、交通費を実費支給することとする。

(職員である者の特例)

第3条 役員でかつ、社会福祉法人三顧会職員である者に対しては、役員としての報酬 日当は支給しない。

(費用弁償)

第4条 役員が業務を行うために旅行したときは、費用を弁償する。

2 費用弁償の額は、実費相当額を支給する。

(改廃)

第5条 この規程の改廃は、評議員会の承認を受けて行う。

附則

平成 29 年 6 月 10 日から施行の規程を廃止し、本規程を令和元年 1 0 月 1 日から施行する。